

東部小学校「いじめ防止基本方針」（改訂版）

平成26年3月制定

平成30年3月改訂

令和 3年3月改訂

令和 5年4月改訂

◇いじめの定義と基本的な考え方

●いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

いじめは、「どの子どもにも関係する問題」であり、「どの子どもにおいても生じ得る」ことを十分認識するとともに、いじめを決して許さず、被害児童を徹底して守り通すという決意で全教職員が全力を尽くす必要がある。

「北海道いじめ防止基本方針」の改定を受け、これまで本校児童が、安全で安心に学校生活を送れるように定めた「いじめ防止基本方針」のさらなる見直しを図るものである。いじめの基本認識については、以下のとおりである。

●いじめ防止に向けた基本認識

いじめは「人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ

「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、法に基づいた積極的認知を行う

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが最も重要であるという認識に基づいて対応する

いじめの問題の根本的な克服のため、自他尊重意識やコミュニケーションを図ろうとする力を養う

家庭・学校・地域社会など全ての関係者が一体となって早期発見に努め、組織的に対応する

「保護者の責務」について啓発を図り、自己有用感や自己肯定感育成を連携して進める

◇具体的な取組

1 いじめの未然防止 ～いじめに向かわせない環境づくり～

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」集団づくりに努める。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をすすめ、児童生徒がいじめの問題を主体的に考え、議論することを通して人間関係形成力を高めていく。

○コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実

- ・児童が、自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる内容や活動を工夫した授業づくりを行う。
- ・児童自らが中心となって、いじめ防止に関する取組を推進する機会を設けるとともに、学校外で行われる健全育成事業への参加を促進する。

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる指導を行う。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・異学年交流、小中連携、幼保小連携、特別支援学級との交流等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にす。
- ・地域でのボランティア体験などに積極的に参加し、社会性を養い、自己有用感や豊かな心を養う。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・『東部小さいじめ防止基本方針』の周知徹底を図る。
- ・授業参観や学級懇談会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTA活動や学級懇談会、学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・「アンビシャス4ルール」を浸透させ、インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。（一人一台端末の配付と共に、学習用具として扱うことを徹底し、特になりすましによる誹謗中傷の書き込みなどをしない・させないよう保護者の目を必要とすることを伝える。）

2 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・全職員で見守り、情報の共有を迅速に行い、必要に応じて組織的に対応し早期解決を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をするなど、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、「学校いじめ対策組織」へ迅速につなげる。

○関係の構築

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談の充実

- ・教職員や心の相談員等と児童の信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員や心の相談員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ把握のための「いやなこと調査アンケート」の実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年に2回程度実施する。
- ・その他、「学校生活アンケート」「ほっと」「心とからだの健康調査」などの機会を通じて随時把握する。

3 早期の適切な対応 ～問題を看過せず、迅速かつ組織的に対応～

○積極的な認知

- ・アンケート等で把握した情報をもとに正確に実態把握を行ったうえで、問題を軽視・看過せず、いじめを積極的に認知する。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

○指導体制、方針決定

- ・「学校いじめ対策組織」を構成する。
- ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で、いじめが行われていた場合はその保護者と情報を共有して別に指導し、いじめの非に気づかせるような指導を行う。また、いじめを受けた相手の苦しみや痛み思いを寄せ、謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者・地域との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。

- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。
- ・学校運営協議会等を中心に、地域全体で子どもたちを育てるという環境づくりを進めるとともに、地域の様々な交流、体験活動に参加し、スポーツ、文化活動に取り組めるような組織づくりを進める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・心の教室相談員やスクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実意を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

4 ネット上のいじめへの対応

○啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会を実施するほか、日常の授業にいかす。
- ・ネットいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネットいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

○『学校いじめ対策組織』

- ・定期的開催する。また、いじめ等が発見された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ・校内構成委員・・・・校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、
心の教室相談員、その他関係職員（校内特別支援教育コーディネーター等）
- ・校外構成員・・・・子どもサポートセンター（臨床心理士）、教育相談員、その他関係職員

○いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

○相談体制やカウンセリング体制の充実

- ・いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、心の教室相談員を中心とした校内の相談体制づくりを行う。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用した研修を実施し、教師のカウンセリング技量の向上を図る。